

| | 案件名称 | 契約の種類 | 契約の相手方(予定) | 契約金額 (円)税込 | 契約日 | WTO | 入札又は随意契約理由 | 備考 |
|---|--|-------|------------------|---------------|-----------|-----|-----------------|----|
| 1 | 平成24年度 鶴見区民センター管理業務委託 | その他 | 大阪ガスビジネスクリエイト(株) | 62,402,000 | 平成24年4月1日 | - | 契約の性質または目的による場合 | |
| 2 | 平成24年度 「市民活動型団体の公益活動の運営・活動の促進による地域コミュニティづくり事業」にかかる業務委託 | その他 | (財)大阪市コミュニティ協会 | 6,740,582 | 平成24年4月1日 | - | 契約の性質または目的による場合 | |
| 3 | 「平成24年度 鶴見区コミュニティ育成事業」にかかる業務委託 | その他 | (財)大阪市コミュニティ協会 | 7,540,000 | 平成24年4月1日 | - | 契約の性質または目的による場合 | |

随意契約理由書

1 案件名称

平成24年度 鶴見区民センター管理委託業務

2 契約の相手方

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

3 随意契約理由

本契約の委託先である指定管理者は、公募により募集し、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定委員会により審査を行った結果、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社が指定管理者として最適であると判断されたため、市会の議決を経て指定されたものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 電話:06-6915-9734

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度 「市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進による地域コミュニティづくり事業」にかかる業務委託

2 契約の相手方

財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、これまで（財）大阪市コミュニティ協会に委託して継続実施することにより、区の特性に応じた多様な団体間のネットワークを構築し、地域課題の解決に向けた地域が一体となった取り組みが進められてきた。

今後、これまで築きあげてきたものを維持し、「開かれた組織運営」と「新たな自律的運営」の仕組みを確立し・発展させていくためにも、引く続き支援していくことが重要となる。

（財）大阪市コミュニティ協会は、これまでの実績や豊富な知識を活かし、安定的に事業展開できる唯一の団体であり、本事業を効率的・効果的に遂行できる最も適した法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 電話:06-6915-9734

随意契約理由書

1 案件名称

「平成24年度 鶴見区コミュニティ育成事業」にかかる業務委託

2 契約の相手方

財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業の委託先選定に当たっては、公募型企画プロポーザル方式を採用した。選定には、一団体（本委託先 財団法人大阪市コミュニティ協会）からの応募があり、学識経験者等で構成する選定会議において、企画提案内容について総合的な評価審査を行った結果、委員の評価平均が設定した基準点を超えたことから、事業を委託するに適していると判断した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 電話:06-6915-9734